

意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

○意見書の提出総数 1通
○公聴会における公述人の公述 2組(起業者含む)

【県道秦野停車場改築工事(神奈川県秦野市今川町地内)】

意見書及び公述の要旨	事業認定庁の見解
秦野市担当職員は、市有地を売却すると約束後反故にした。隣地の者には市有地を売却しておきながら、憲法に保障された平等の権利を行政が侵害することは承服できない。	用地交渉の過程での問題であり、事業認定において考慮すべき事項ではないと考えられる。 なお、起業者からは任意協議を継続すると聞いている。
起業者である神奈川県担当職員の対応は、専横・高圧的であり、拡幅に応じない場合は行政代執行にかけると言い、恫喝的な言葉による電話を何回もかけてきた。	
行政の怠慢と不誠実な対応によって被った年月、経済的な損失は計り知れない。行政の約束は、これを守って履行するべきである。十分な対応と民意を汲み取った行政であって欲しいと考えている。	